

兵庫県公報

平成22年10月29日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

公安委員会規則	ページ
○ 情報公開条例施行規則及び個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ……………	1

公布された法令のあらまし

- 情報公開条例施行規則及び個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第4号）
附属機関設置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

公安委員会規則

情報公開条例施行規則及び個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年10月29日

兵庫県公安委員会
委員長 下村俊子

兵庫県公安委員会規則第4号

情報公開条例施行規則及び個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（情報公開条例施行規則の一部改正）

第1条 情報公開条例施行規則（平成13年兵庫県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第12条（見出しを含む。）中「審査会諮問通知書」を「審議会諮問通知書」に改める。

様式第11号中「審査会諮問通知書」を「審議会諮問通知書」に、「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

（個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 個人情報の保護に関する条例施行規則（平成18年兵庫県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第24号中「個人情報保護審議会」を「情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

附 則

この規則は、平成22年11月1日から施行する。